

車載式故障診断装置に係る情報の取扱指針(案)について

平成22年9月
自動車交通局

1. 背景

近年、自動車の安全・環境性能向上の必要性が高まっており、電子制御による新技術の利用が広がっています。

道路運送車両法(以下「法」という。)第41条第12号及びJ-OBディ(高度な車載式故障診断装置)として自動車に義務付けられている装置(排気に係る装置等)に関し、法に基づき使用者が行う点検整備が円滑に実施されるようにするため、自動車製作者等が提供する情報の内容及び方法を定め、使用過程時における自動車の性能を適切に維持できるよう環境整備を行い、自動車の安全性の確保及び環境の保全を図ることを目的とし、本指針を定めます。

2. 概要

本指針の概要は次の通りです。また、本指針とは別に技術的な細目について定めることとしています。

(1)対象自動車

- ①J-OBディ 適合車両(ガソリン又はLPGを燃料とする乗用車及び車両総重量3.5トン以下の自動車(二輪自動車を除く。))とする。
- ②一型式当たりの年間販売台数が2,000台以下の自動車は、本指針によらない取扱いとすることができる。

(2)点検整備に必要となる情報について

- ①自動車製作者等は、排気に係る装置等の点検整備に必要となる情報の提供を行うものとする。
- ②①の情報で、盗難防止装置の機能に係るものについては、提供方法に制限を加えるものとする。

(3)スキャンツール開発情報の提供方法等について

- ①自動車製作者等は、(2)の情報を用いて行う点検整備で用いるスキャンツールの開発に必要となる情報(②の情報を除く。)の提供を行うものとする。
- ②自動車製作者等は、(2)の情報を用いて行う点検整備で用いるスキャンツールの開発に必要となる情報であって、リプログラミングに係る情報及び提供することによりスキャンツールが車両故障等につながる可能性のある機能を有することになる情報については、(4)による場合は提供を行わずに良いものとする。

(4)専用スキャンツールの提供について

- ①自動車製作者等は、(3)の②に係る機能を利用できるようにするため、専用スキャンツールの提供等を行うものとする。
- ②自動車製作者等は、提供等を行う際に、整備技術力等を条件にできるものとする。

(5)点検整備情報の提供等の実施について

- ①(2)の情報の提供は、当該車両の販売開始後(排気に係る装置等に改修等があった場合はその改修等を行ってから)6ヶ月以内に実施されるものとする。

②(3)で提供される情報は、年1回以上更新を行うものとする。

③(2)、(3)、(4)の情報等は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ、適正な価格で提供するものとする。

(6)国土交通大臣への確認について

①自動車製作者等は、情報の提供方法等について、指針(技術的な細目を含む。)に適合しているか否か、国土交通大臣に確認を求めることができる。

②自動車製作者等は、情報の提供方法等について変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣に届け出るものとする。

③国土交通大臣は、①で確認した内容について疑義が生じた場合、必要に応じて確認を取り消すとともに、指導、助言を行うことができるものとする。

3. 適用時期

・2. (2)の点検整備情報の提供は平成23年4月1日から適用する。

・2. (3)①のスキャンツール開発情報の提供は、平成24年4月1日から適用する。

・2. (3)②及び(4)の専用スキャンツールの提供等は、平成25年4月1日から適用する。

・輸入自動車においては、前述の適用日からそれぞれ2年後までに適用する。